

## 令和8年度苫小牧市若者出会い創出サポート助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年3月30日規則第9号）に基づき、出会いのきっかけづくりを目的としたマッチングアプリサービスの利用者に対して、苫小牧市若者出会い創出サポート助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 助成対象となる者は、申請日において次の各号の全てに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はその限りではない。

- (1) 18歳以上39歳以下の独身者であること。（高校生を除く。）
- (2) 苫小牧市の指定するマッチングアプリサービス（以下「サービス」という。）を利用していること。
- (3) 市内に住所を有し、現に居住していること。
- (4) 市税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力に属する者及び反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) その他市が助成金の対象者として不適当と認めた者でないこと。

### (対象経費)

第3条 助成金の対象経費は、令和8年4月1日以降のサービス利用に係る基本料金とする。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する対象経費の合計が1万円に達した場合に限り、一律1万円を予算の範囲内で交付する。また、助成金の交付上限額は、同一年度内において1申請者につき1万円を上限とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、サービス利用終了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに苫小牧市若者出会い創出サポート助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) サービスを利用していることを証するもの
- (3) サービスの利用に係る利用料金の額を証するもの
- (4) 身分証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、速やかに苫小牧市若者出会い創出サポート助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

### (交付申請の取下げ)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件

に不服があるときは、当該通知を受理した日から14日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付の請求)

第8条 第6条の規定による交付決定の通知を受け、助成金の交付を受けようとする者は、交付決定を受けた年度内に、苫小牧市若者出会い創出サポート助成金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 市長は、助成金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱に基づく指示に違反したとき。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により決定の取消しを行った場合において、既に助成金を交付しているときは、返還命令書(様式第5号)により当該取消しの部分につき、期限を定めて返還を命じるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。